

医政参発 0609 第 2 号
令和 5 年 6 月 9 日

各 地方厚生（支）局長 殿

厚生労働省医政局特定医薬品開発支援・医療情報担当参事官
(公 印 省 略)

「医療機関におけるサイバーセキュリティ対策チェックリスト」及び
「医療機関におけるサイバーセキュリティ対策チェックリストマニュアル
～医療機関・事業者向け～」について

医療機関のサイバーセキュリティ対策について、「医療法施行規則の一部を改正する省令」（令和 5 年 3 月 10 日付け産情発 0310 第 2 号厚生労働省大臣官房医薬産業振興・医療情報審議官通知）の「第 4 留意事項」において「安全管理ガイドラインに記載されている内容のうち、優先的に取り組むべき事項については、厚生労働省において別途チェックリストを作成し、後日通知する。」とお示ししたところです。

今般、第 16 回健康・医療・介護情報利活用検討会医療等情報利活用ワーキンググループ（令和 5 年 3 月 23 日開催）での議論を踏まえ、別添 1 のとおり「医療機関におけるサイバーセキュリティ確認チェックリスト」（以下「チェックリスト」という。）を作成しました。また、チェックリストをわかりやすく解説した「医療機関におけるサイバーセキュリティ対策チェックリストマニュアル～医療機関・事業者向け～」に関する医療機関・事業者向けを、別添 2 のとおり作成しました。

さらに、別添 3 のとおり、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 25 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づく検査の際に確認する事項等を示した「医療機関におけるサイバーセキュリティ確保に係る立入検査の手引き～立入検査担当者向け～」を作成しました。

貴職におかれては、本通知について、御了知の上、関係団体、関係機関等に周知徹底を図るとともに、その実施に遺漏なきよう御配慮願います。

なお、同旨の通知を、各都道府県知事、保健所設置市長、特別区長宛てに発出している旨、申し添えます。